

肥料原料備蓄ガイドライン

(「肥料原料備蓄対策事業」のごあんない)



令和5年3月
農林水産省

目次

第1章	概要・背景	
1	概要	1
2	特定重要物資指定の背景	2
3	化学肥料原料の備蓄	3
第2章	経済安全保障推進法における肥料原料備蓄スキーム	
1	概要	4
2	認定供給確保事業者における取組内容	5
3	助成内容	8
第3章	供給確保計画の記入要領	24
第4章	供給確保計画の認定手続き	
1	概要	42
2	供給確保計画の申請手順	43
第5章	関連文書について	44

1 概要

国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するため、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることから、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進することが必要となっています。

このため、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）が令和4年5月11日に成立し、同月18日に公布されました。

また、令和4年12月23日に同法施行令が施行され、肥料が経済安全保障推進法第7条の規定に基づく特定重要物資として指定されました。

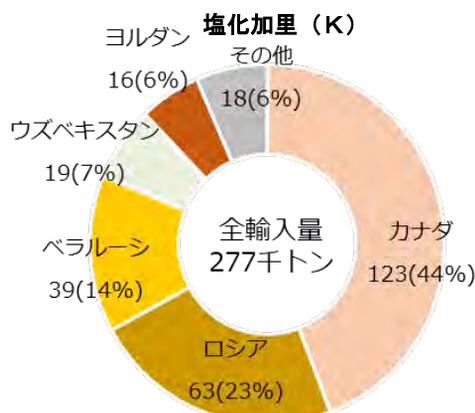
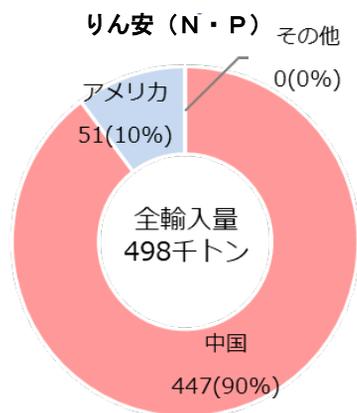
これにより、肥料の安定供給を図ろうとする事業者は、同法に基づく「供給確保計画」を作成し、農林水産大臣の認定を受けることで、肥料原料の備蓄に要する費用に対する助成金を受けることができるようになりました。

2 特定重要物資指定の背景

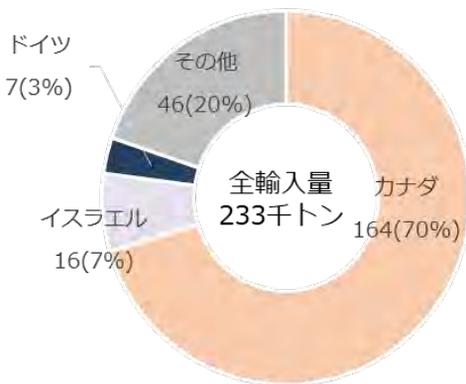
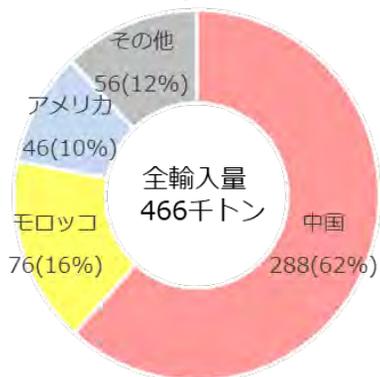
肥料は、食料の安定供給及び国民の生存に不可欠である一方で、粗原料である鉱物資源が特定の地域に偏在していることから、供給を外部に過度に依存していることに加え、主要な供給先国からの輸出の停滞やウクライナ情勢の影響等により、供給途絶のリスクが顕在化しています。

■ りん安、塩化加里の輸入状況 ※工業用仕向けのものを除く数量

R 2 肥料年度（令和2年7月～令和3年6月）



R 4 肥料年度（令和4年7月～令和5年6月）



■ りん鉱石の経済埋蔵量

(単位：鉱石千トン)

国名	産出量 (2021)		経済埋蔵量	
	数量	割合	数量	割合
モロッコ	38,000	17%	50,000,000	70%
中国	85,000	39%	3,200,000	5%
エジプト	5,000	2%	2,800,000	4%
アルジェリア	1,200	1%	2,200,000	3%
ブラジル	5,500	3%	1,600,000	2%
その他	82,930	38%	11,259,000	16%
世界計	220,000	100%	71,000,000	100%

■ 加里鉱石の経済埋蔵量

(単位：鉱石千トン)

国名	産出量 (2021)		経済埋蔵量	
	数量	割合	数量	割合
カナダ	14,000	30%	4,500,000	41%
ロシア	9,000	20%	-	-
ベラルーシ	8,000	17%	3,300,000	30%
米国	480	1%	970,000	9%
ラオス	300	1%	500,000	5%
ブラジル	210	0%	10,000	0%
その他	13,870		1,500,000	14%
世界計	46,000	100%	11,000,000	-

資料：USGS 「Mineral Commodity Summaries」

注1：経済埋蔵量は、現在のコスト水準、技術レベルで採掘が可能な量

注2：産出量及び経済埋蔵量は2022年報告書のデータ

3 化学肥料原料の備蓄

新たに措置した経済安全保障推進法のスキームでは、化学肥料原料の需給ひっ迫が発生した際に、代替国からの調達に要する期間も国内製造を継続できるように、必要な備蓄量を国内に確保することとしています。

具体的には、供給途絶リスクが顕在化している主要な肥料原料のりん安と塩化加里について、代替国からの調達に要する期間が3か月程度であることを踏まえ、年間需要量の3か月分相当の備蓄を行う体制を構築することを目指しています。

■ 代替国からの調達期間



※ 2021年10月に中国からの供給が停滞し、モロッコからの代替調達を行った際に要した期間

第2章 経済安全保障推進法における肥料原料備蓄スキーム

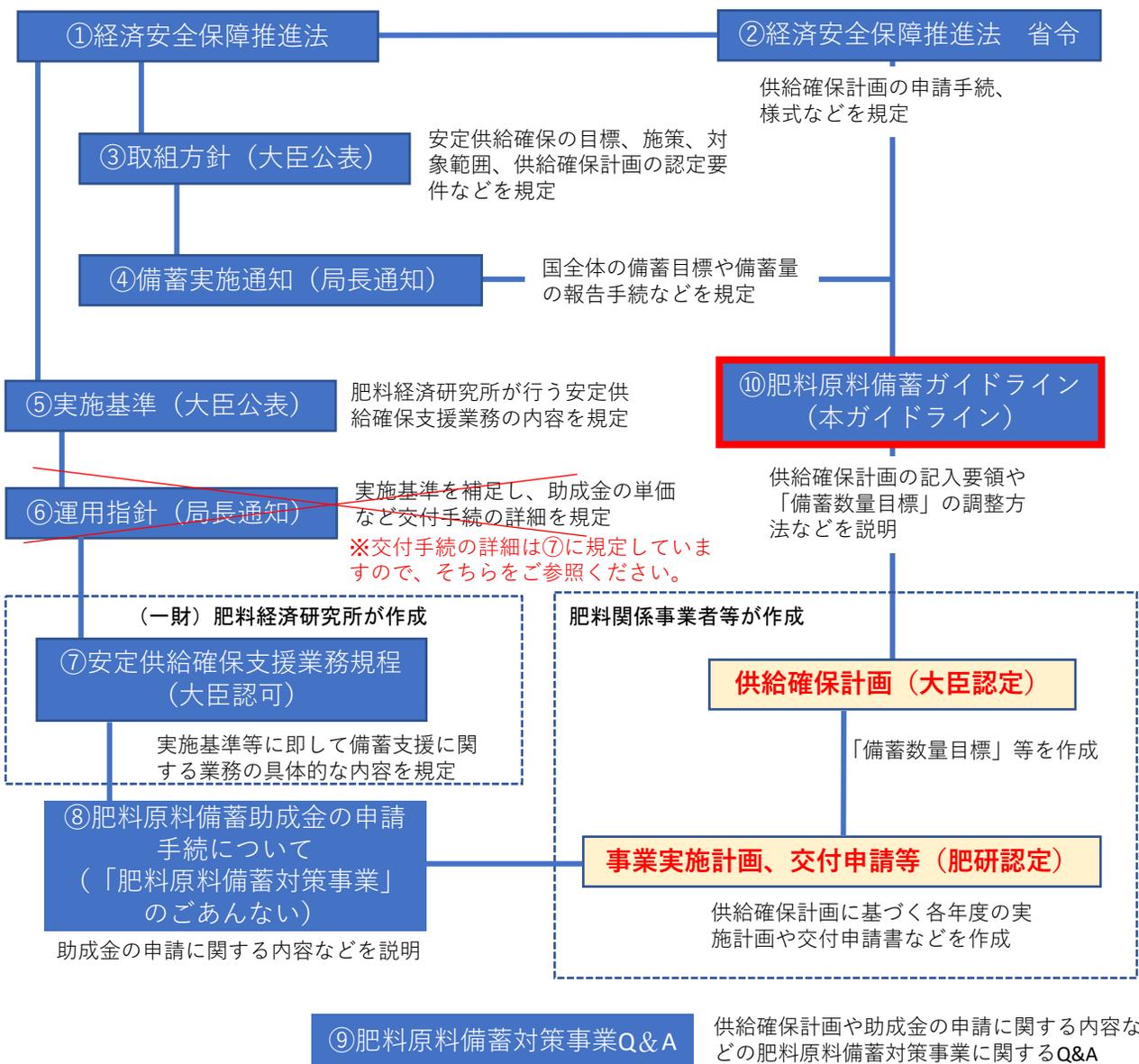
1 概要

経済安全保障推進法に基づき、

- ① 肥料原料の備蓄に取り組む計画（供給確保計画）の農林水産大臣認定を受けた肥料関係事業者等が、
 - ② 安定供給確保支援法人に指定された（一財）肥料経済研究所に事業実施計画の提出及び交付申請等を行う
- ことで、肥料原料の備蓄に要する費用に対する助成金を受けることができます。

経済安全保障推進法に基づく肥料原料備蓄スキーム

※番号はP41の第5章の関連文書に対応



肥料関係事業者等は、特定の肥料原料について、一定数量以上を恒常的に確保する計画（供給確保計画）を作成し、農林水産大臣の認定を受ける必要があります。

（1）「肥料関係事業者等」とは

供給確保計画を作成できる事業者は、次のいずれかです。

- ① 肥料原料の輸入事業者又は肥料製造事業者（原則として（注1）、供給確保計画を申請する年の直近3か年度における輸入実績又は使用実績が、肥料原料につき年間平均1,000トン以上の事業者に限る。）
- ② ①の事業者と共同で供給確保計画を申請する倉庫業者（注2）（①の事業者が肥料原料の備蓄数量を確保するために、備蓄に要する施設又は設備を整備する事業者に限る。）
- ③ ①の事業者と共同で供給確保計画を申請する①の事業者から特定の肥料原料の所有権の移転を受け、①の事業者に代わって特定の肥料原料の保管を行う事業者（金融機関及び肥料の販売業者（注3）に限る。）

（注1）「原則として」に該当しない場合として、事業開始から3年が経過していない場合、又は異常事態の発生等により平年とは著しく異なる数値が直近3か年度内に含まれる等の事情がある場合（例えば、中国等からの輸入停滞により、直近年の輸入量が大幅に増減した場合など）、当該年（2か年度まで）を除く直近3か年度の実績で判断します。

（注2）「倉庫業者」とは、倉庫業法第3条の規定に基づき国土交通大臣の登録を行った者をいいます。

（注3）「肥料の販売業者」とは、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第2条第4項に規定する販売業者をいいます。

（2）「特定の肥料原料」とは

備蓄の対象となる肥料原料は、次のとおりです。

- ① りん酸アンモニウム（DAP及びMAP）：肥料法の公定規格における「りん酸アンモニア」で登録された肥料、または、肥料法の公定規格における「化成肥料」のうち、 $\text{NH}_4\text{H}_2\text{PO}_4$ と $(\text{NH}_4)_2\text{HPO}_4$ の含有量の合計が70%以上の肥料
- ② 塩化カリウム（※国の備蓄数量目標達成のため募集終了）：肥料法の公定規格における「塩化加里」で登録された肥料

(3) 「一定数量以上」とは

供給確保計画は、次の数量（「基準数量」といいます。）以上を恒常的に備蓄する「備蓄数量目標」を掲げる必要があります。なお、どちらかの肥料原料のみでも申請できます。

① りん酸アンモニウムの「基準数量」

肥料輸入事業者の年間平均輸入量又は肥料製造事業者の年間平均使用量の12分の1

② 塩化カリウムの「基準数量」

肥料輸入事業者の年間平均輸入量又は肥料製造事業者の年間平均使用量の12分の2

(注) 年間平均輸入量、年間平均使用量とは、原則として、供給確保計画を申請する年の直近3年における各肥料原料の輸入実績又は使用実績の平均値をいいます。また、「原則として」に該当しない場合として、事業開始から3年が経過していない場合、又は異常事態の発生等により平年とは著しく異なる数値が直近3年内に含まれる等の事情がある場合（例えば、中国等からの輸入停滞により、直近年の輸入量が大幅に増減した場合など）、当該年を除く直近3年の実績で判断します。

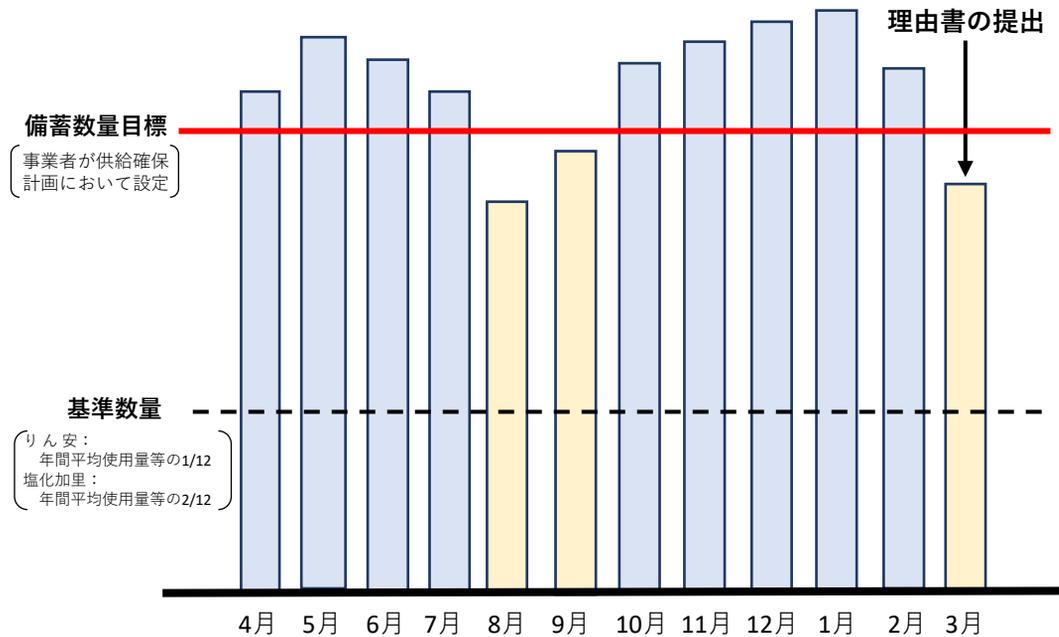
(4) 「恒常的に」とは

事業者は、各肥料原料の在庫量が、供給確保計画に位置付けた「備蓄数量目標」以上となるよう、在庫水準を維持する必要があります。

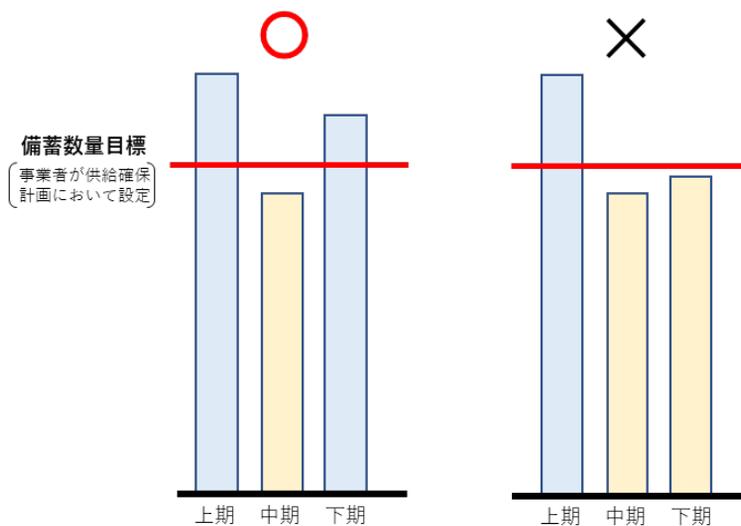
なお、定期改修などで一時的に「備蓄数量目標」を下回る月は、年度内（4月～翌3月）に2か月までとしてください。年度内に通算3か月（連続しない3か月も含む。）にわたって目標を下回った場合は、事業者に理由書の提出を求め、適切に改善が図られない場合は認定を受けた供給確保計画が取り消されることとなります。

→ 具体的なイメージは次ページ参照

「備蓄数量目標」の達成判定のイメージ



各月の達成は、毎月3回の期末在庫量（上期：10日・中期：20日・下期：月末）のうち2回以上が「備蓄数量目標」以上となったことで判定



3 助成内容

供給確保計画の大臣認定を受けた肥料関係事業者等が受けられる助成金は、次の2種類があります。

① 保管料助成

りん安又は塩化加里について、供給確保計画に即して「基準数量」以上の備蓄数量を確保した場合、備蓄数量から「基準数量」を控除した数量分の保管経費の全額

② 施設整備費助成

備蓄数量の確保のために備蓄に要する施設又は設備を整備する必要が生じた場合、その整備に要する経費の2/3以内

(1) 保管料助成について

(ア) 供給確保計画との関係

保管料助成を受けることができる事業者は、供給確保計画の大臣認定を受けた肥料輸入事業者又は肥料製造事業者です。

(イ) 助成金の算定方法

助成金は次の算定式で算出します。

$$\text{助成金} = \text{単価} (\text{保管料} + \text{金利相当額} + \text{保険料相当額}) \times \text{対象数量}$$

① 単価

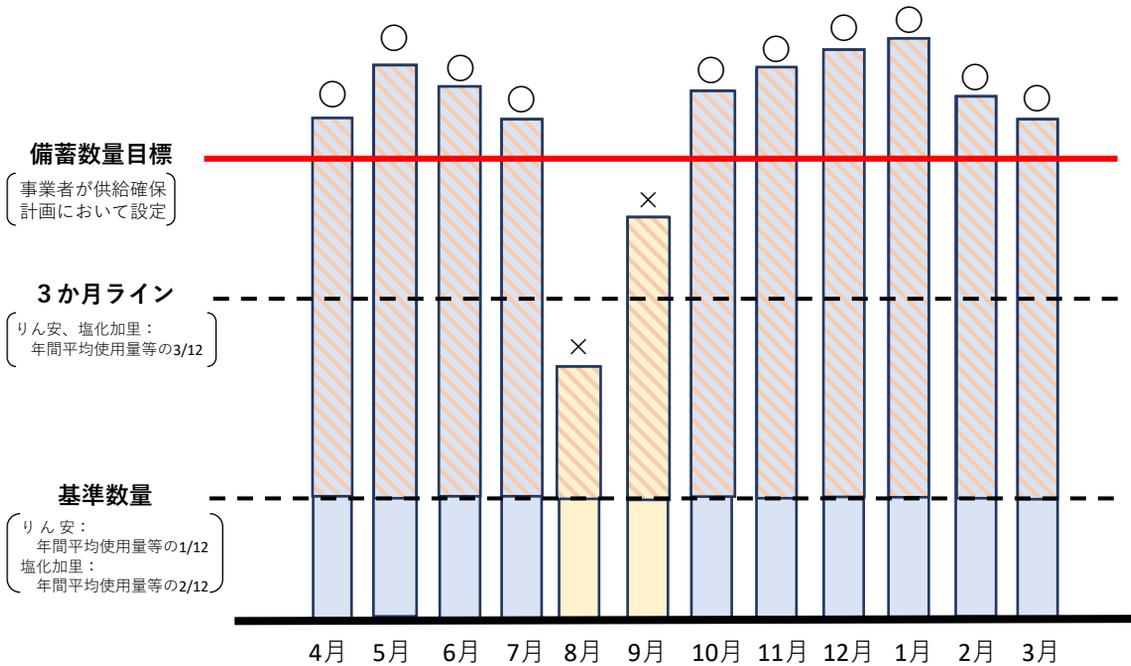
単価は、保管料、金利相当額、保険料相当額の合計です。

なお、「備蓄数量目標」を肥料輸入事業者の年間平均輸入量又は肥料製造事業者の年間平均使用量の12分の3以上に設定した場合であって、実際に「備蓄数量目標」を達成した月には、それぞれ「割増単価」が適用されます。

※営業倉庫に保管した場合は、金利相当額、保険料相当額のみ割増単価となります。

→ 具体的なイメージは次ページ参照

保管料助成のイメージ (年間平均使用量等の3/12以上の備蓄数量目標を掲げた場合)



割増単価が適用される数量

通常単価が適用される数量

割増単価は、「備蓄数量目標」を、肥料輸入事業者の年間平均輸入量又は肥料製造事業者の年間平均使用量の12分の3以上に設定した場合であって、実際に「備蓄数量目標」を達成した月に適用。

【単価表（保管料＋金利相当額＋保険料相当額）】

(A) 営業倉庫に保管した場合

単位：円／トン・期

	りん安		塩化加里	
	通常単価	割増単価	通常単価	割増単価
保管料	実費	実費	実費	実費
金利相当額	34	51	26	39
保険料相当額	6	9	4	7
計	実費＋40	実費＋60	実費＋30	実費＋46

(注) ・「実費」とは、倉庫業者が備蓄を行う事業者に対して実際に請求した保管料単価。
ただし「実費」が500円/トン・期を超えた場合、保管料は一律500円/トン・期。

・倉庫業者との契約に当たっては、倉庫業法施行規則第24条第1項に基づき倉庫業者が国土交通大臣に届け出た保管料及び倉庫業法第9条に基づき営業所その他の事業所において提示された保管料と比較し、保管料単価が高額でないことを確認するなど、適正な保管料単価の設定により事業費の低減に努めるようにしてください。

(B) 自社倉庫に保管した場合

単位：円／トン・期

	りん安		塩化加里	
	通常単価	割増単価	通常単価	割増単価
保管料	120	180	120	180
金利相当額	34	51	26	39
保険料相当額	6	9	4	7
計	160	240	150	226

【補足】

- 「割増単価」は、「備蓄数量目標」を、肥料輸入事業者の年間平均輸入量又は肥料製造事業者の年間平均使用量の12分の3以上に設定した場合であって、実際に「備蓄数量目標」を達成した月に適用。その他は「通常単価」を適用。なお、「備蓄数量目標」の達成月の判定方法は、供給確保計画と同じ。
- 「期」とは、各月の1日から10日まで（上期）、11日から20日まで（中期）、21日から月末まで（下期）を指す。
- 保管料助成の対象は自社倉庫（賃借する倉庫も含む。）及び倉庫業法の登録を受けた倉庫に限る。なお、登録外倉庫（運送業者の倉庫など）に保管する数量については、基準数量及び備蓄数量への計上は可能。

(ウ) 対象数量

支援対象となる数量（「対象数量」といいます。）は、各期における期末在庫数量から「基準数量」を控除した数量です。

このため、「備蓄数量目標」を超えて備蓄を行った数量についても、支援対象となります。

ただし、「備蓄数量目標」を大幅に超えて備蓄が行われた場合は一定の調整を行います。

【調整方法】

各月における「期末在庫数量」の月平均が、「備蓄数量目標」の1.2倍を超えた場合、「備蓄数量目標」の1.2倍の値を「期末在庫数量」の月平均で除した係数に基づき、助成金額を補正します。

助成金額の調整イメージ 〔備蓄数量目標100tの場合〕

	期末平均数量	基準数量	対象数量	単価	補正前助成金額
4月	150 t	50 t	100 t	XXX	60,000 円
5月	120 t	50 t	70 t	XXX	48,000 円
6月	60 t	50 t	10 t	XXX	9,000 円
:	:	:	:	:	:
3月	140 t	50 t	90 t	XXX	70,000 円
年計	—	—	—	—	500,000 円/年
月平均	130t/月	—	—	—	—

「備蓄目標数量」100 t × 1.2倍 = 120 t

120 t ÷ 期末平均数量（月平均）130 t/月 = 0.92

補正前助成金額500,000円/年 × 0.92 = 補正後助成金額460,000円/年

(参考) 交付申請と対象数量の関係

- 保管料助成を受けるには、あらかじめ肥料経済研究所に対して、事業実施計画や交付申請を行う必要がありますが、これらの計画等の「対象数量」として、以下の数量を記載していただきます。

$$\left[\text{対象数量} = \text{備蓄数量目標} (\ast) - \text{基準数量} \right]$$

(※) 申請時は各月の計画数量で申請していただきます。

- 一方で、助成対象の数量は、以下のとおりとなります。

$$\left[\text{対象数量} = \text{期末在庫数量 (実績)} - \text{基準数量} \right]$$

- このように、申請と実績の「対象数量」には差が発生するため、年度末直前の期末在庫数量の実績が固まった段階で、肥料経済研究所に対して、事業実施計画と交付申請の変更手続きを行っていただく必要があります。
- なお、前ページで解説したとおり、「備蓄数量目標」を大幅に超えて備蓄が行われた場合の調整についても、この変更手続きの中で一括して行うこととなります。

(エ) その他 (助成金の支払開始時期等)

供給確保計画に基づく備蓄を開始する場合、農林水産大臣に次の報告を行う必要があります。保管料助成の助成金は、これらの日が属する月の翌月分から対象となります。

① 備蓄開始日

備蓄数量目標以上の肥料原料の備蓄を開始した日（この日以降、当該数量を恒常的に確保することが必要。）

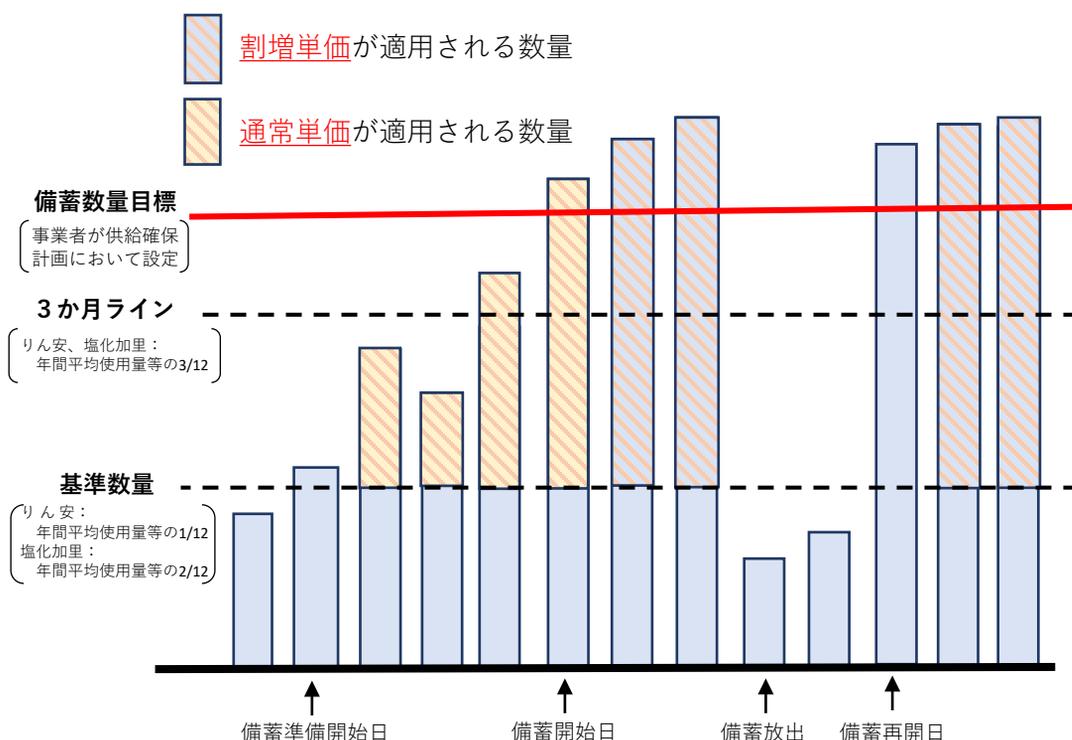
② 備蓄準備開始日

年間平均使用量等に対して3/12以上の備蓄数量目標を定めた場合であって、りん安は1/12以上、塩化加里は2/12以上の備蓄を開始した日（この日以降、当該数量を恒常的に確保することが必要。）

③ 備蓄再開日

備蓄の放出等を行った後に、備蓄数量目標以上の肥料原料の備蓄を再開した日（この日以降、当該数量を恒常的に確保することが必要。）

助成金の支払開始時期のイメージ

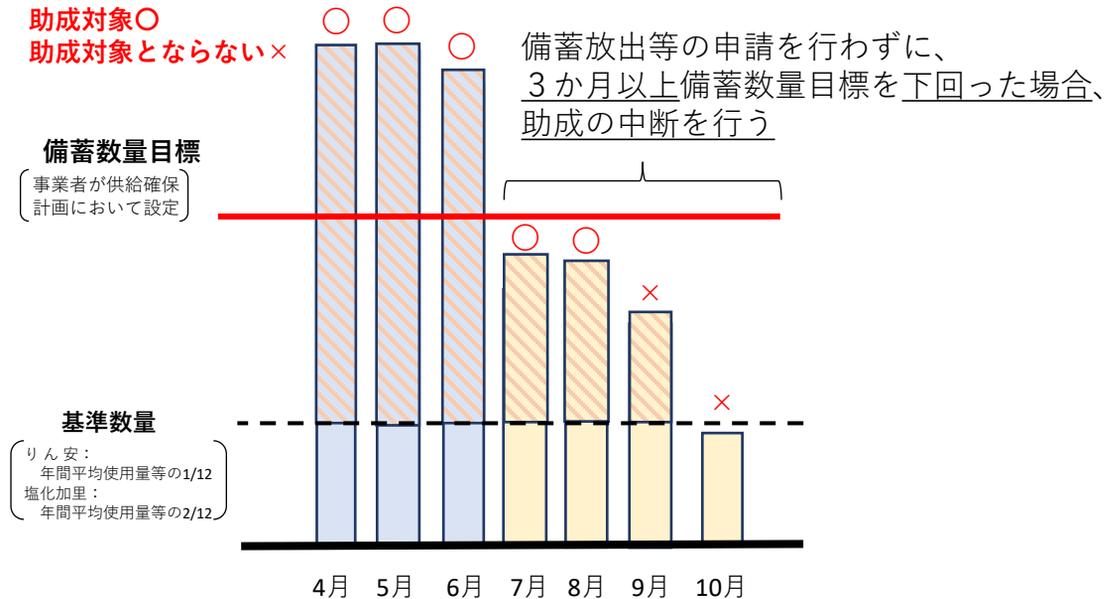


(オ) その他（保管料助成の中断）

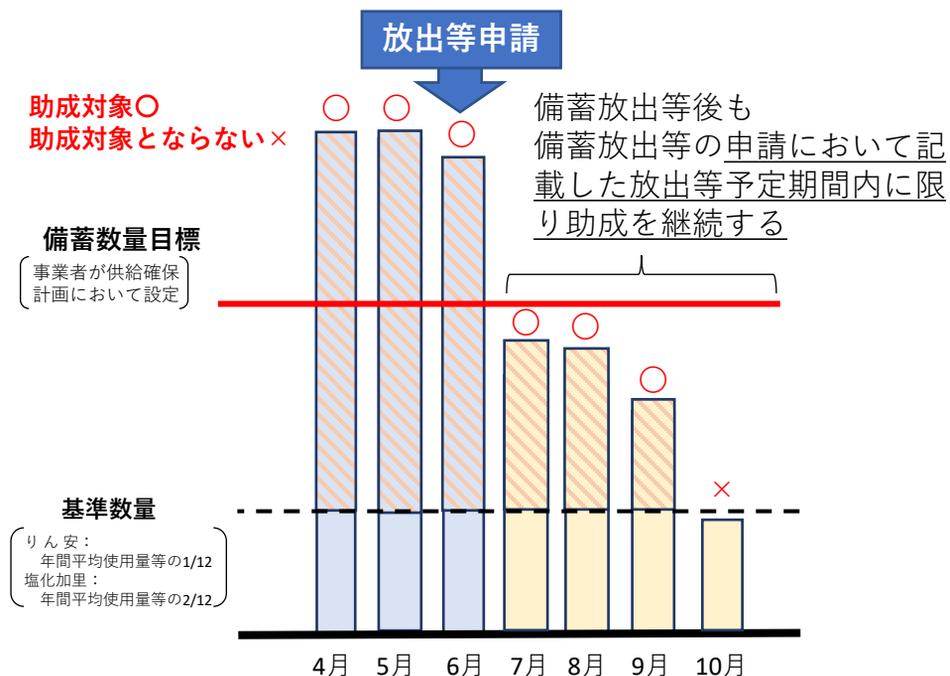
備蓄放出又は活用（以下「放出等」という。）の申請を行わずに、3か月以上備蓄数量目標を下回った場合は助成の中断を行います。

なお、備蓄放出等の申請を行い、放出等後も放出等予定期間内に限り、基準数量を下回らない場合は助成の中断は行われず、助成対象となります。

【備蓄放出等の申請を行わずに、3か月以上備蓄数量目標を下回った場合】



(例外) 【備蓄放出等の申請を行った上で、備蓄数量目標を下回った場合】



(カ) その他（代替保管者による肥料原料の備蓄）

備蓄を行う肥料関係事業者から所有権の移転を受け、当該肥料関係事業者に代わって、肥料原料の保管を行う事業者（代替保管者）は、当該肥料関係事業者と共同で供給確保計画の認定を受けることが可能です。

ただし、代替保管者は、金融機関及び肥料法上の販売業者に限ります。

代替保管を行う場合のイメージ

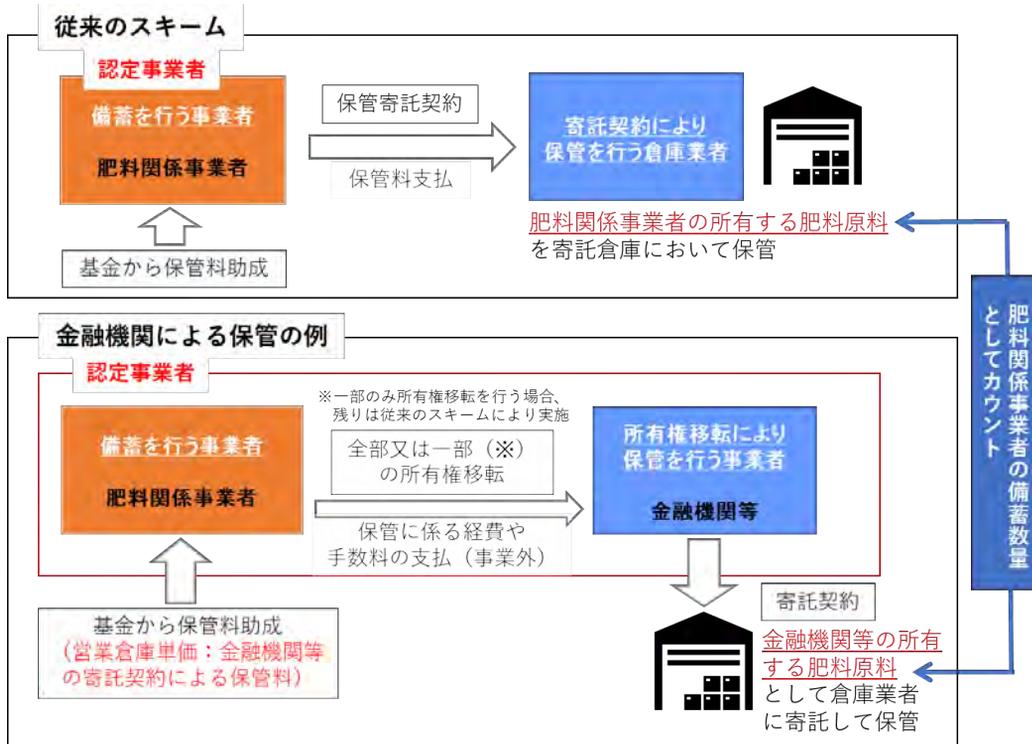
① 金融機関による代替保管を行う場合

備蓄の取組に際し、肥料原料の価格変動リスクが高く、在庫評価額が下落した際の損益への影響が大きいことや手元資金が減少することが課題となっています。

これに対応するため、備蓄を行う肥料関係事業者の調達した肥料原料の全部又は一部を金融機関に販売する在庫ファイナンスの仕組みを活用し、金融機関において保管を行っている場合も備蓄数量とみなすこととしています。

これにより、備蓄を行う肥料関係事業者において、手元資金の調達が可能となるとともに、肥料原料在庫をオフバランス化すること（貸借対照表に計上しないこと）が可能となります。

（詳細は個別案件ごとに金融機関と調整することになります。御関心がありましたら金融機関におつなぎしますので、当省までお問合せください。）

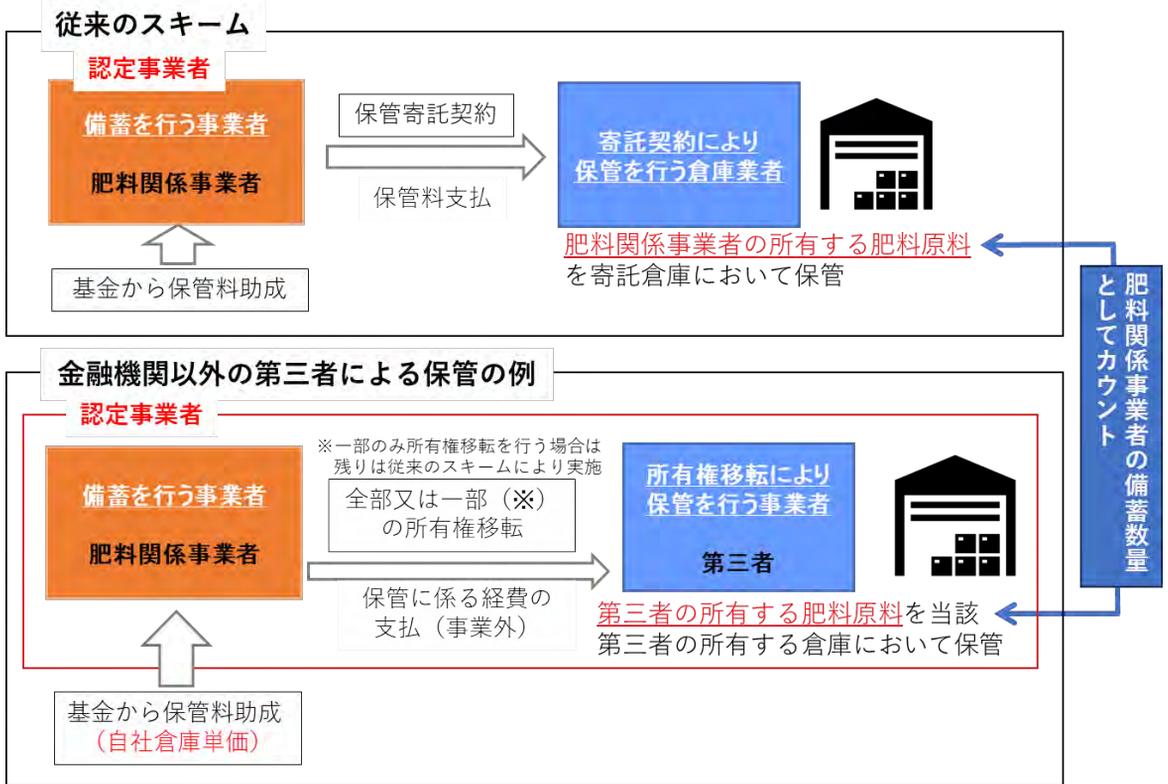


② 金融機関以外の第三者による代替保管を行う場合

備蓄の取組に際し、肥料関係事業者や営業倉庫の保管スペースが不足していることが課題となっていますが、倉庫業者でない第三者（例えばグループ会社や肥料販売業者）の倉庫にスペースがあっても、肥料原料の保管を行うことができないこととなっています（※倉庫業法の倉庫業者以外は、他者の荷物を自己の倉庫に保管することができません。）。

これに対応するため、備蓄を行う肥料関係事業者から第三者に所有権を移転し、当該第三者において保管を行っている場合も備蓄数量とみなすこととしています。

これにより、肥料関係事業者としては倉庫スペースを確保することが可能となります。また、グループ会社などに肥料原料の所有権を移転することで、肥料原料在庫をオフバランス化すること（貸借対照表に計上しないこと）が可能となります。



(2) 施設整備費助成について

(ア) 供給確保計画との関係

施設整備費助成を受けることができる事業者は、次の事業者です。

- ① 肥料原料の保管施設を自ら整備する供給確保計画の大臣認定を受けた肥料輸入事業者又は肥料製造事業者
(「肥料関係事業者」といいます。)
- ② 肥料関係事業者と共同で供給確保計画の大臣認定を受け、同事業者からの依頼により、同事業者の肥料原料を保管する場合、当該肥料原料の保管のための保管施設を整備する倉庫業者

(イ) 助成対象となる経費の範囲

大臣認定を受けた供給確保計画に記載された対象原料の備蓄に要するものであって、次の施設又は設備の整備に係る経費（施設の新設、増築、改築、修繕、模様替え）が助成対象となります。なお、増築、改築、修繕、模様替えは耐用年数が6年以上のものに限ります。

- ① 倉庫（電気設備、給排水設備等の附属設備を含む。）
- ② ①の倉庫整備と一体的に整備する構内舗装、搬入搬出施設
- ③ 肥料原料の搬入・搬出に必要な機械器具

①の対象の詳細は（ウ）のとおりです。

（注1）工事費のほか、実施設計費、工事雑費が助成対象となります。

（注2）助成対象外の肥料原料や物品の保管を行う場合は、床面積など利用割合で按分した経費が助成対象となります。

（注3）次の経費は、助成対象から除きます。

- ・不動産取得に係る経費
- ・事故・災害処理のための経費
- ・既存施設等の取壊しや撤去に係る経費
- ・交付決定前に発生した経費
- ・消費税仕入控除額
- ・既存施設の更新のための経費
- ・地盤工事などの外構工事、緑地帯、囲障等に係る経費
- ・その他、必要と認められない経費

	施設・設備の整備の例
新設	新たな倉庫を建設 / 既存施設に新たにコンベヤを設置
増築	既存倉庫の床面積を拡張し、併せてホイールローダを追加整備
改築	(今回はあまり想定されない)
修繕	長期保管に耐えられるよう床面と壁面を腐食防止加工
模様替え	既存の倉庫に、対象原料用の間仕切りを設置

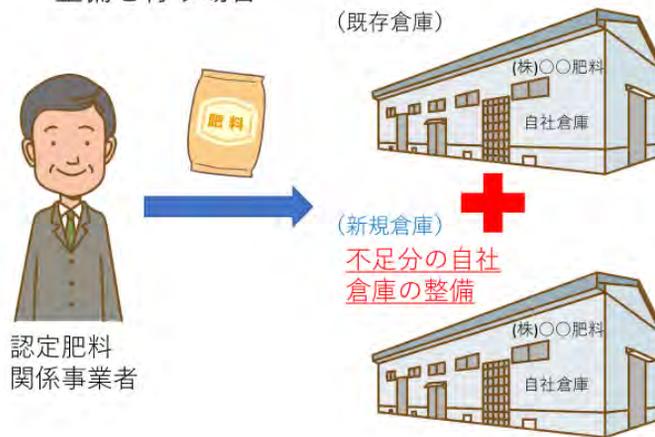
(ウ) 倉庫の助成対象

倉庫の整備については、大臣認定を受けた供給確保計画に記載された対象原料の備蓄に要するものであって、以下の①から④までに該当する場合は助成対象となり得ますが、実際に助成対象となるかどうかは、個別案件ごとの協議によるものとします。

助成対象の決定に当たっては、対象原料の備蓄に要するものであるという説明が必要となります。

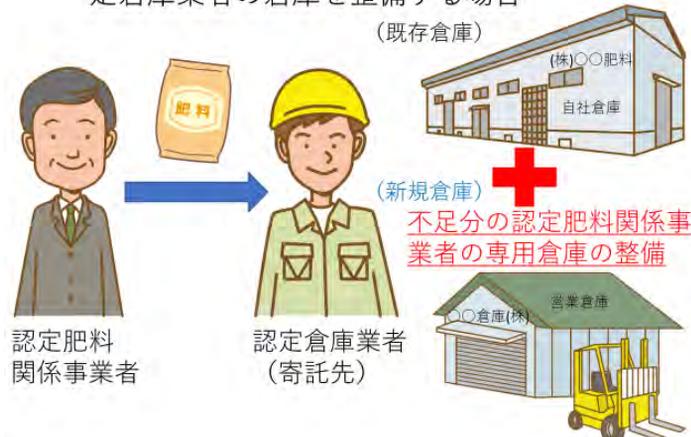
- ① 認定を受けた肥料関係事業者が備蓄数量目標に係る対象原料の保管を行うための倉庫が不足しているため、自社倉庫の整備を行う場合

① 自社倉庫が不足しているため、自社倉庫の整備を行う場合

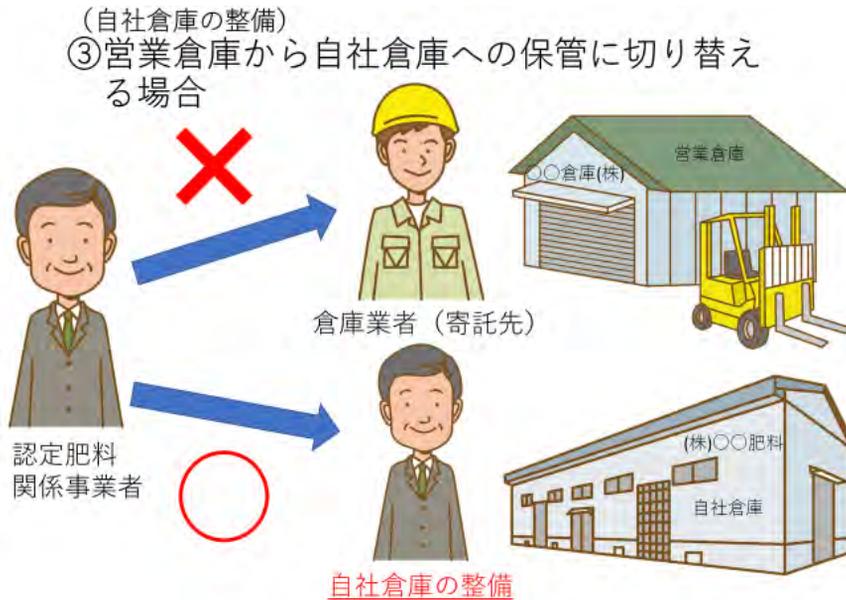


- ② 認定を受けた肥料関係事業者が備蓄数量目標に係る対象原料の保管を行うための倉庫が不足しているため、共同で認定を受けた倉庫業者において当該肥料関係事業者の対象原料を保管するための倉庫を整備する場合

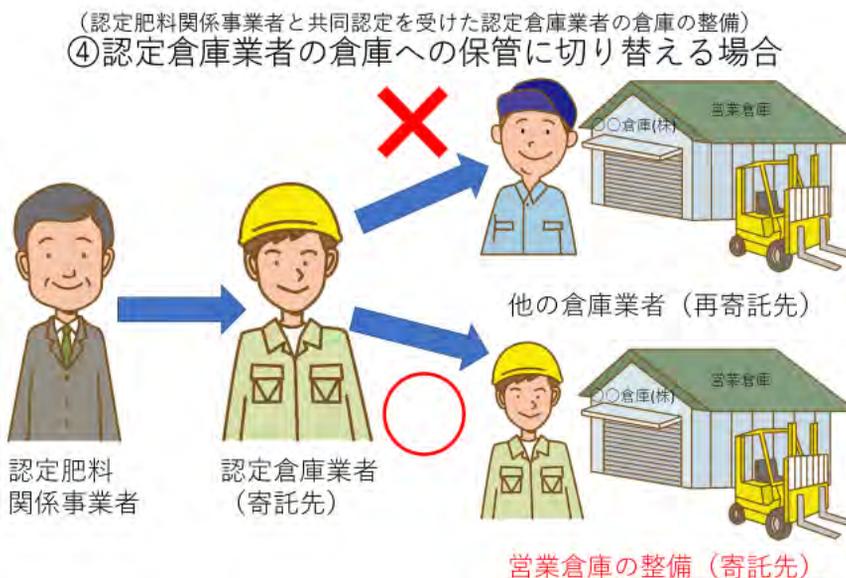
② 認定肥料関係事業者と共同認定を受けた認定倉庫業者の倉庫を整備する場合



- ③ 認定を受けた肥料関係事業者が、倉庫業者に寄託して営業倉庫において実施している保管（※）を取りやめ、自社倉庫における保管に切り替えるために自社倉庫の整備を行う場合



- ④ 認定を受けた肥料関係事業者が、共同で認定を受けた倉庫業者に寄託して保管（※）しているが、当該認定を受けた倉庫業者が他の倉庫業者へ再寄託（※）を行っている場合、再寄託を取りやめ、認定を受けた倉庫業者の営業倉庫における保管に切り替えるために、認定を受けた倉庫業者において当該肥料関係事業者の対象原料を保管するための倉庫を整備する場合



※倉庫業法に基づく保管に限ります。

(エ) 助成対象となる倉庫の規模

助成対象となる倉庫は、基準数量以上の備蓄を恒常的に確保するために必要な倉庫であり、認定供給確保計画の備蓄数量目標の1.2倍の数量から認定肥料関係事業者の自社倉庫における対象原料の既存施設容量（最大保管量）を差し引いた数量を限度に保管可能な倉庫です。

$$\text{備蓄数量目標} \times 1.2 - \text{自社倉庫の対象原料の既存施設容量（最大保管量）} = \text{整備可能な倉庫の容量}$$

(ウ) の③又は④の場合は、上記の条件に加え、対象原料の保管を取りやめる営業倉庫で対象原料の保管可能な数量と同規模の倉庫を限度とする必要があります。

助成対象規模のイメージ

(例1) 対象原料の保管を行うための倉庫が不足しているため、自社倉庫の整備を行う場合（(ウ) ①の例）

認定肥料関係事業者の自社倉庫における対象原料の既存施設容量（最大保管量）が100、備蓄数量目標300の例

$$300 \text{（備蓄数量目標）} \times 1.2 \text{倍} - 100 \text{（自社倉庫）} = 260$$

助成対象上限は260

(例2) 営業倉庫と自社倉庫に保管しているが、認定肥料関係事業者が自社倉庫を新設し、全て自社倉庫に移管する場合（(ウ) ③の例）

認定肥料関係事業者の対象原料の既存施設容量（最大保管量）450（自社倉庫250、営業倉庫200）、備蓄数量目標300の例

$$300 \text{（備蓄数量目標）} \times 1.2 \text{倍} - 250 \text{（自社倉庫）} = 110$$

助成対象上限は110

(例3) 認定倉庫業者が再寄託を取りやめ、認定肥料関係事業者のための営業倉庫を新設する場合（（ウ）④の例）

- ① 認定肥料関係事業者の対象原料の既存施設容量（最大保管量）が450（自社倉庫250、営業倉庫200（認定倉庫業者の倉庫50、再寄託倉庫150））、備蓄数量目標が300の例

$$300 \text{ (備蓄数量目標)} \times 1.2 \text{ 倍} - 250 \text{ (自社倉庫)} = 110$$

再寄託倉庫は150であるため、助成対象上限は110

- ② 認定肥料関係事業者の対象原料の既存施設容量（最大保管量）が450（自社倉庫250、営業倉庫200（認定倉庫業者の倉庫150、再寄託倉庫50））、備蓄数量目標が300の例

$$300 \text{ (備蓄数量目標)} \times 1.2 \text{ 倍} - 250 \text{ (自社倉庫)} = 110$$

再寄託倉庫は50であるため、助成対象上限は50

(オ) 助成対象となる設備の規模

助成対象となる設備は、以下のとおりです。

倉庫を新設する場合は、助成対象となる倉庫において備蓄を行うために必要な規模の設備とします。

また、既存の倉庫に設備を設置する場合には、認定供給確保計画の備蓄数量目標の1.2倍の数量から認定肥料関係事業者の自社倉庫における対象原料の既存施設容量（最大保管量）を差し引いた数量を限度に保管可能な施設となるために必要な設備に限るものとします。

助成対象規模のイメージ

(例) 自社倉庫において長期保管のための腐食防止施工（修繕）を行う場合

備蓄数量目標 300の例

$$300 \text{ (備蓄数量目標)} \times 1.2 \text{ 倍} = 360$$

修繕の結果、360の備蓄数量が保管可能な倉庫までが助成対象上限

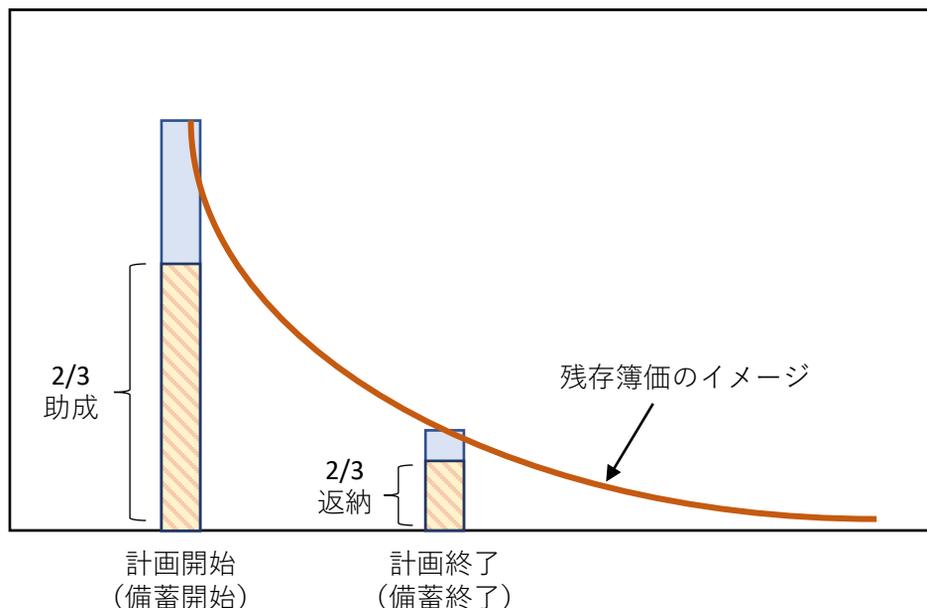
(カ) 施設整備の期間

施設整備については、供給確保計画の認定を受けてから3年以内に完了する必要があります（年度内に執行する必要はありません）。

(キ) 助成金で整備した施設等の扱いについて

① 計画終了時の対応

供給確保計画を終了し、備蓄の取組を終了した場合、助成金を受けて整備した物件が残存しているときは、その時点の簿価に応じて助成金の一部を返納していただく必要があります（供給確保計画を更新している限り、この返納は発生しません。）。



② 計画変更時の対応

供給確保計画における「備蓄数量目標」を変更し、これを下方修正したことによって既に助成金を受けて整備した施設が過剰なものとなった場合、剰余の容量に係る助成金を返納していただく必要があります。

ただし、国内の肥料需要量に応じて、概ね3年ごとに国全体の備蓄目標を見直すこととしており、国全体の備蓄目標が減少したことを受けて、取組主体が応分の「備蓄数量目標」を下方修正した場合や国としての備蓄の取組が終了した場合は、助成金の返納は不要です。

※なお、肥料関係事業者と倉庫業者で共同で認定を受けた場合、両者で調整の上、計画変更や計画終了を行うようにしてください。

第3章 供給確保計画の記入要領

様式第一（第2条第1項関係）

供給確保計画の認定申請書

大臣名を記載してください。

農林水産大臣 名 殿

倉庫業者による施設整備を行う場合は、肥料原料の備蓄を行う事業者と倉庫業者の連名で申請してください。
また、代替保管者（金融機関及び肥料法の販売業者）と肥料原料の備蓄を共同で行う場合も連名で申請してください。

年 月 日

住所 代表者の氏名

代表者の氏名

役職名、代表者の氏名を記載してください。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

倉庫業者が肥料原料の保管施設の整備を行う場合及び代替保管者（金融機関及び肥料法の販売業者）と肥料原料の備蓄を共同で行う場合は、「1 名称等」の記載欄を追加していただいた上で、肥料原料の備蓄を行う事業者と倉庫業者、代替保管者（金融機関及び肥料法の販売業者）の双方を記載してください。

1 名称等

申請者の氏名又は名称

代表者名（申請者が法人の場合）

資本金の額又は出資の総額

常時使用する従業員の数

法人番号（申請者が法人の場合）

申請に係る事業の日本標準産業分類における中分類名称並びに小分類名称及びその番号

肥料輸入業者の場合には、「55 その他の卸売業 5592 肥料・飼料卸売業」の日本標準産業分類を、肥料製造業者の場合には、「16 化学工業 161 化学肥料製造業」の日本標準産業分類を記載してください。

担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）

(注) 申請者が複数の場合は、申請者ごとに欄を追加して記載。

2 安定供給確保を図ろうとする特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目

この供給確保計画が参照する安定供給確保取組方針に係る特定重要物資

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目①

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目②

肥料

りん酸アンモニウム

(注) 3以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は、「特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目②」以降に、欄を追加して記載すること。

りん酸アンモニウム又は塩化カリウムのうち、備蓄を行おうとする肥料原料について記載してください（双方の肥料原料の備蓄を行おうとする場合は、双方を記載してください。）。

輸入事業及び製造事業の双方を行っている場合は、双方の例を参考に記載してください。

安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等の生産及び販売並びにその原材料等の調達現状

輸入事業者による申請の場合

肥料原料の備蓄を行う輸入事業者の名称を記載してください。

(1) 特定重要物資等ごとの生産、調達及び販売の現状について

特定重要物資等の生産、調達及び販売を行う者の氏名又は名称（注1）：〇〇株式会社		
特定重要物資名：肥料		
① 特定重要物資の生産量	輸入事業者の場合は記載不要です。	単位
① - 1 国内生産量	-	
① - 2 国外生産量	-	
② 特定重要物資の生産に必要な原材料等の調達量（注2、3、4）	備蓄を行おうとする肥料原料についてのみ記載してください（以下の欄も同じ）。輸入及び国内の他社からの調達量の合計を記載してください。	いずれの欄も直近3か年度の平均の数値を記載してください（一部例外あり。詳細は備考欄参照）。
② - 1 原材料等の品目①（調達量）	りん酸アンモニウム（20,000 t）	/年
② - 2 原材料等の品目②（調達量）		
③ 特定重要物資の生産に必要な原材料等の調達先ごとの調達量	②の調達量の内訳として、記載した3か年度平均で調達量が多い順に調達先の国名を記載してください。3以上の国から調達している場合は、適宜欄を追加してください。国内の他社からの調達がある場合は調達先を「国内他社」として記載してください。	
③ - 1 原材料等の品目①	りん酸アンモニウム	
調達先名称①（調達量）	中華人民共和国（12,000 t）	/年
調達先名称②（調達量）	米国（8,000 t）	/年
③ - 2 原材料等の品目②		
調達先名称①（調達量）		
調達先名称②（調達量）		
④ 特定重要物資の生産に必要な原材料等の使用量	輸入事業者の場合は記載不要です。	
④ - 1 原材料等の品目①（使用量）		
④ - 2 原材料等の品目②（使用量）		
⑤ 特定重要物資等の最終販売量		
⑤ - 1 特定重要物資	輸入事業者の場合は記載不要です。	
国内販売（供給）量		
国外販売（供給）量		
⑤ - 2 原材料等の品目①	りん酸アンモニウム	
国内販売（供給）量	19,500 t	/年
国外販売（供給）量	500 t	/年
⑤ - 3 原材料等の品目②		
国内販売（供給）量		

国内販売（供給）量
国外販売（供給）量
（備考）

原則として直近3か年度（4月～3月）の数値をもとに記載してください。ただし、何らかの理由により、直近3か年度中に異常年が含まれる場合は、その旨を記載した上で、当該年度を除いた直近3か年度の数値をもとに記載してください。なお、異常年として除くことができるのは2か年度までとします（直近5か年度中3か年度の数値をもとに記載してください）。

・平成30年度、令和元年度及び令和2年度の数値をもとに記載。

（令和3年度及び令和4年度においては、中国における輸出検査の厳格化に伴い、代替国からの調達を一時的に増加させた結果、平年に比べて調達量の大幅な増加が発生したことから、本表に記載した各数値の算定年度から除外した。）

（注1）共同申請の場合は、申請者のうち特定重要物資等ごとの生産、調達及び販売を行う者の氏名又は名称を記載すること。

（注2）原則として、本申請書の提出前の最近3期間の平均の数値をもとに記載すること。ただし、申請者の事業開始から3期間が経過していない、又は異常事態の発生等により平年とは著しく異なる数値が当該3期間に含まれる等の事情がある場合には、その事情を記載した上で、当該3期間以外の期間の数値を基に記載することとして差し支えない。

（注3）安定供給確保を図ろうとする原材料等に限るものとする。3以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は、上表の欄を追加して記載すること。③、④及び⑤においても同様とする。

（注4）複数の原材料等又は調達先がある場合には、適宜行を追加して記載すること。

（注5）原材料等とは、特定重要物資の生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置又はプログラムを指す。

肥料製造事業者による申請の場合

肥料製造事業者の名称を記載してください。

(1) 特定重要物資等ごとの生産、調達及び販売の現状について

特定重要物資等の生産、調達及び販売を行う者の氏名又は名称（注1）：〇〇株式会社		
特定重要物資名：肥料		
①特定重要物資の生産量		単位
①-1 国内生産量	複合肥料：〇 t 指定混合肥料：〇 t	/年
①-2 国外生産量	—	
②特定重要物資の生産に必要な原材料等の調達量（注2、3、4）		
②-1 原材料等の品目①（調達量）	りん酸アンモニウム（22,000t）	
②-2 原材料等の品目②（調達量）		
③特定重要物資の生産に必要な原材料等の調達先ごとの調達量		
③-1 原材料等の品目①	りん酸アンモニウム	
調達先名称①（調達量）	〇〇商事（〇 t）	/年
調達先名称②（調達量）	××商事（〇 t）	/年
調達先名称③（調達量）	その他（〇 t）	/年
③-2 原材料等の品目②		
調達先名称①（調達量）		
調達先名称②（調達量）		
④特定重要物資の生産に必要な原材料等の使用量		
④-1 原材料等の品目①（使用量）	りん酸アンモニウム（20,000 t）	/年
④-2 原材料等の品目②（使用量）		
⑤特定重要物資等の最終販売量		
⑤-1 特定重要物資		
国内販売（供給）量	複合肥料〇 t 指定混合肥料〇 t	/年
国外販売（供給）量	複合肥料〇 t	/年
⑤-2 原材料等の品目①		
国内販売（供給）量		
国外販売（供給）量		
⑤-3 原材料等の品目②		
国内販売（供給）量		
国外販売（供給）量		

複合肥料*と指定混合肥料の年間生産量を記載してください。また、原則として、いずれの欄も直近3か年度の平均の数値を記載してください（一部例外あり。詳細は備考欄参照）。

備蓄を行おうとする肥料原料についてのみ記載してください。

②の調達量の内訳として、主要な調達先から調達した3か年度の平均の調達量を記載してください。主要2~3社程度について記載し、他は「その他」としても結構です。

備蓄を行おうとする肥料原料のみ記載してください。

3か年度平均の年間使用量を記載してください。

肥料製品の輸出がある場合のみ記載してください。

肥料製造事業者の場合は記載不要です。

※複合肥料＝熔成複合肥料、化成肥料、成形複合肥料、被覆複合肥料、配合肥料、混合動物排せつ物複合肥料、混合堆肥複合肥料、吸着複合肥料、液状複合肥料、熔成汚泥灰複合肥料、混合汚泥複合肥料、家庭園芸用複合肥料

原則として直近3か年度（4月～3月）の数値をもとに記載してください。ただし、何らかの理由により、直近3か年度中に異常年が含まれる場合は、その旨を記載した上で、当該年度を除いた直近3か年度の数値をもとに記載してください。なお、異常年として除くことができるのは2か年度までとします（直近5か年度中3か年度の数値をもとに記載してください。）。

(備考)

・平成30年度、令和元年度及び令和2年度の数値をもとに記載。

(令和3年度及び令和4年度においては、中国における輸出検査の厳格化に伴い、代替国からの調達を一時的に増加させた結果、平年に比べて調達量の大幅な増加が発生したことから、本表に記載した各数値の算定年度から除外した。)

(注1) 共同申請の場合は、申請者のうち特定重要物資等ごとの生産、調達及び販売を行う者の氏名又は名称を記載すること。

(注2) 原則として、本申請書の提出前の最近3期間の平均の数値をもとに記載すること。ただし、申請者の事業開始から3期間が経過していない、又は異常事態の発生等により平年とは著しく異なる数値が当該3期間に含まれる等の事情がある場合には、その事情を記載した上で、当該3期間以外の期間の数値を基に記載することとして差し支えない。

(注3) 安定供給確保を図ろうとする原材料等に限るものとする。3以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は、上表の欄を追加して記載すること。③、④及び⑤においても同様とする。

(注4) 複数の原材料等又は調達先がある場合には、適宜行を追加して記載すること。

(注5) 原材料等とは、特定重要物資の生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置又はプログラムを指す。

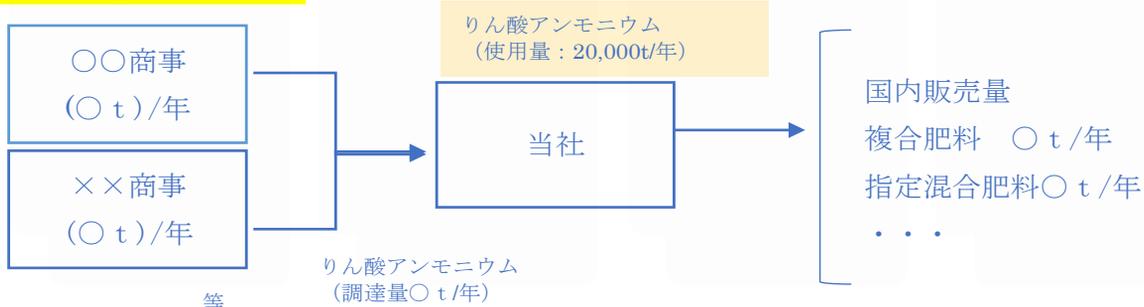
(2) 主な供給先・調達先を含め、当該特定重要物資等に係るサプライチェーンの現状について、図などを用いて簡潔に記載してください。

(1) の表で記載した数量を転記してください。

肥料原料の輸入事業者の場合



肥料の製造事業者の場合



備蓄の取組開始前の調達状況や、取組の必要性がわかるように記載してください。

4 取組の内容及び目標

(1) 取組の背景

(例) 当社では、りん酸アンモニウムの全量を輸入に依存しており、輸入割合のシェアは、H30～R2年度において中国〇%、米国〇%となっていることに加え、近年は、中国による輸出検査の厳格化に伴う供給量の減少、〇〇等により、供給途絶のリスクが顕在化している。肥料原料の需給ひっ迫時においても、肥料の安定供給確保を図るためには、近年供給途絶リスクが顕在化しているりん酸アンモニウムについて、供給途絶時に代替国からの調達に要する期間も供給し得る十分な在庫量を恒常的に国内に保有する体制を構築する必要がある。このため、在庫量を積み増すことで備蓄を確保するとともに、これに要する保管施設の整備を行うこととする。

(注) 安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等に係るサプライチェーンの現状(特定少数国・地域への依存の程度、代替供給確保の可能性等)、取組を実施しなかった場合の供給途絶リスク等の課題並びに当該特定重要物資等の今後の市場の見通し及び世界情勢(国内外におけるシェアの割合、競合他社の状況、当該特定重要物資等に係る貴社を取り巻く競争環境やその中での貴社の立ち位置等)を踏まえ、当該特定重要物資等の安定供給確保を図るために当該取組を実施する必要性について記載すること。

「備蓄数量目標」の具体的な数値と、年間輸入量又は使用量(3(1)の表のオレンジ色枠に記載した数量)に対して何か月分に相当する量を記載してください。りん安は1か月分、塩化加里は2か月分以上の「備蓄数量目標」とする必要があります。複数の原料備蓄に取り組む場合は、適宜、欄を増やしてください。

(2) 特定重要物資等の安定供給確保に関する目標(見込み)

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目：りん酸アンモニウム

備蓄数量目標：5,800t(年間輸入量(使用量)の3.5か月分相当)

令和8年4月までに、上記備蓄数量を恒常的に保有することを目標とする。

※3年間で備蓄数量目標の達成を図ることが困難である場合には、その理由も記載すること。

備蓄を行うに当たり、〇〇(地名)に新規倉庫の建設を行うことを予定しているが、完成までに2年間を要するため、計画申請の概ね4年後である令和9年5月までに、上記備蓄数量を恒常的に保有することを目標とする。

(注1) 安定供給確保取組方針において定められている基本的な目標及び方向性を踏まえ、安定供給確保のための取組全体を通して達成しようとする、安定供給確保を図るために必要な供給能力、備蓄数量等の目標を記載すること。

(注2) 取組の実施により安定供給確保を図ろうとする品目の取引先及び供給量並びに原材料等の調達先・調達量等が変化すると見込まれる場合はその内容及び目標を記載すること。

(注3) 2以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合には、上表を追加してそれぞれの品目ごとに記載すること。

取組方針第3章第4節の規定に基づき、原則として供給確保計画の認定から3年以内に備蓄数量目標を達成することが求められます。ただし、施設整備に時間を要するため、3年以内に目標達成をすることが難しい場合には、この欄に3年以内に目標達成することが困難である理由を記載してください(その場合においても、備蓄数量目標の達成年は、保管施設の竣工時期(竣工は認定から3年以内)+3年を限度とします。)

(3) 取組の内容及び目標数値

実施予定の取組の取組番号を下表から選択し、実施予定の取組ごとに具体的な取組内容及び事業計画終了年度において達成しようとする目標数値を記載すること。

取組番号		
1.	生産基盤の整備	<p>備蓄数量目標の具体的な数値と、年間輸入量又は使用量（3(1)の表のオレンジ色枠に記載した数量）に対して何か月分に相当する量かを記載してください。</p> <p>また、取組方針第3章第4節の規定を踏まえ、当該備蓄数量目標を維持する期間（3年以上である必要があります。）についても記載してください。</p>
2.	供給源の多様化	
3.	備蓄	
4.	生産技術の導入・開発・改良	
5.	使用の合理化	
6.	代替となる物資の開発	

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目：りん酸アンモニウム		
取組番号	目標数値を達成するまでの具体的な取組内容	目標数値
3. 備蓄	<p>令和5年9月から在庫量の積み増しを開始し、既存の保管施設（〇〇倉庫、××倉庫）に順次備蓄を行うとともに、令和6年5月までに既存倉庫を活用した備蓄数量分（3,800t）の買入れを完了する。</p> <p>残り 2,000t については、〇〇（地名）に新設する保管施設において備蓄を行うこととし、用地買収に向けた調整を経て令和5年10月の着工、令和7年9月の竣工を目指す。竣工後、新規倉庫での保管を進め、令和8年4月には、備蓄数量目標である 5,800 t の買入れを完了する。</p>	<p>令和8年4月までに、当社におけるりん酸アンモニウムの年間輸入量（使用量）の 3.5 か月分に相当する 5,800 t を恒常的に保有することを目標とする。また、備蓄数量目標の達成後、3年間は当該数量を維持するものとし、令和11年5月以降は、肥料の需要動向を踏まえつつ備蓄数量について所要の検討を行うものとする。</p> <p>本計画に基づく備蓄終了月の翌月以降としてください。</p>

「3. 備蓄」と記載してください。

備蓄数量目標を達成する年月に加え、保管施設整備を予定している場合は、着工と竣工の年月、建設予定の地名、追加整備する保管施設の備蓄量を必ず記載してください。

(注1) 2以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合には、上表を追加してそれぞれの品目ごとに記載すること。1つの取組により2以上の品目の安定供給確保を図る場合は、品目ごとに目標数値を記載すること。

(注2) 具体的な計画内容の記載に当たっては、事業開始年度及び事業終了年度並びに取組により直接的に達成が見込まれる定量的な中間目標等を設定している場合は、その内容も併せて記載すること。

(注3) 当該取組を実施する上で、これまでの原材料等の調達先又は調達方法を変更し、新たな調達に関する計画・取組を行う場合は、当該計画・取組を併せて記載すること。

(4) 目標数値設定の根拠（数値算出の根拠となる計算式やそれに用いた数値の根拠並びに当該物資の市場の見通し及び世界情勢等の背景を踏まえて記載）

(目標数値設定の根拠)
特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目：りん酸アンモニウム

① 年間輸入量（年間使用量）

3(1)に記載した年間輸入量（年間使用量）の算定に当たっては、下記の3か年度における当社の年間輸入量（使用量）の実績を参照した。

年度（4月～3月）	年間輸入量（年間使用量）
H30	21,000t
R 1	20,000t
R 2	19,000t
平均	20,000t

3(1)に記載した年間輸入量（年間使用量）の算定に当たって参照した3か年度の各年度における輸入量を記載してください。

なぜ「〇か月分」という備蓄数量目標を設定したのかがわかるように記載してください。

② 備蓄数量目標の水準

令和3年秋以降に中国からのりん安の輸出が停滞した際、代替国に原料の発注を行ってから我が国に着港するまでに最長で3.5か月の期間を要したことを根拠とした。

以上を踏まえ、①で算出した3か年度平均の輸入量（使用量） $\div 12 \times$ ②の備蓄数量目標の水準により、5,800tを備蓄数量目標として設定した。

（注）2以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合には、上表を追加してそれぞれの品目ごとに記載すること。

表の上に原料名を明記してください。りん安・塩化加里の双方を備蓄する予定である場合は、表を追加してください。

既存の保管施設における備蓄の計画と、新規の保管施設の計画の欄を分けて記載するようにしてください。また、既存・新規保管施設のそれぞれにおいて、各年度に何t備蓄する予定かわかるように記載してください。

施設・設備の事業実施期間（事業の着手から完了までの期間）を記載してください。複数の施設・設備の整備がある場合は、それぞれの計画が分かるように記載してください。

5 実施計画

(1) 計画の実施概要

【肥料原料名：りん酸アンモニウム】

事業実施期間 令和5年5月～ 令和11年4月	既存の保管 施設にお ける備蓄	既存の保管施設での 備蓄に向けた計画	新規の保管 施設にお ける備蓄	新規の保管施設・設備の整 備に向けた計画 (施設整備事業実施期間： 令和5年7月～令和7年9 月)
供給確保計画の認定見込み月を始期として記載してください。備蓄終了月を終期として記載してください。				
令和5年度 ※備蓄準備開始 年度（備蓄準備開 始月：9月）	2,000t	買入れの開始	—	用地買収に向けた検討・近 隣住民との調整 10月：着工
令和6年度	3,800 t	既存倉庫における備 蓄分の買入れ完了（以 後、備蓄量を維持）	—	
令和7年度	3,800 t		500t	9月：竣工 以後、新規倉庫における備 蓄分の買入れ開始
令和8年度 ※備蓄開始年度 （備蓄開始月：4 月）	3,800 t		2,000t	4月：新規倉庫における備 蓄分の買入れ完了 →既存倉庫への備蓄と合 わせ、備蓄数量目標の達成
令和9年度	3,800 t		2,000t	
令和10年度	3,800 t		2,000t	
令和11年度 ※本計画に基づ く備蓄終了年度 （備蓄終了月：4 月）	3,800 t		2,000t	
備蓄予定場所	○○倉庫、××倉庫		○○（地名）に新規倉庫を建設予定	

備蓄準備開始日、備蓄開始日の報告がどの年度になる予定か、また、具体的な開始月を記載してください。

既存倉庫・新規倉庫のそれぞれについて、備蓄予定場所を記載してください。倉庫が非常に多くなる場合は、「取組が確実に講じられることを証する書類のとおり」と記載しても構いません。

(2) 取組実施時期

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目：りん酸アンモニウム			
取組の内容	事業着手 (発注等)	設備の整備、技術開発、備蓄等に要する期間	目標の達成（製品の供給開始、備蓄数量の目標の達成等）
備蓄	令和5年5月	令和5年5月～令和8年4月 (最低でも36か月間必要)	令和8年4月
<p>(1) の計画の実施概要に記載した事業実施期間の始期を記載してください。</p>		<p>「事業着手」と「目標の達成」欄に記載した期間をそのまま記載してください。</p>	<p>(1) の計画の実施概要に記載した備蓄開始月を記載してください。</p>

(注) 複数の取組を実施する場合は、行を追加して記載すること。また、2以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は上表を追加してそれぞれの品目ごとに記載すること。

本事業を活用して保管施設の新設、増築、改築、修繕又は模様替えを予定している場合に記載してください。敷地面積・建築面積等についても申請時点での予定について記載してください。

(3) 取組において支援措置の対象とする施設

施設を整備する者の氏名又は名称 (注1)	〇〇倉庫株式会社			<p>原料の備蓄を行う者と倉庫業者の連名申請であって、倉庫の整備を倉庫会社が行う場合は倉庫業者名を記載してください。</p>	
施設の名称	〇▲倉庫 (仮称)				
施設の所在地 (住所)	〇〇県××市▲▲1-2-3				
対象品目名	りん酸アンモニウム				
敷地面積	2,000	m ²	建築面積	1,000	m ²
現在の施設との相違点					

保管施設を新設する場合は、申請者（肥料関係事業者及び倉庫業者）が現在所有する施設及び申請者以外の倉庫業者が所有する施設の状況を踏まえ、これらの施設の利用では対応が困難である理由及び施設整備の必要性、当該施設の立地の適切性を記載してください。（例：収容量に余剰のある自社倉庫を持っておらず、肥料製造工場に効率的に肥料原料の輸送ができる場所に立地し、かつ、肥料原料の品質を安定的に確保できる他社の営業倉庫がない等）
 なお、申請時点において、申請者以外の倉庫業者が所有する施設に対象肥料原料を保管している場合（申請者である倉庫業者が別の倉庫業者に再委託している場合を含む。）や申請者以外の倉庫業者が所有する施設が周辺に存在する場合であっても、安定的な対象肥料原料の備蓄や品質確保等の観点から申請者の所有する保管施設に保管することがより良いと考えられる場合については、保管施設の新設を可能とします。この場合、申請時点において対象肥料原料を保管している施設や申請者以外の倉庫業者が所有する施設の利用では対応が困難である理由及び施設整備の必要性、当該施設の立地の適切性についても明確に記載してください。

増築、改築、修繕又は模様替え（増築等）の場合は、当該増築等の必要性及び既存施設から変更される点を記載してください。（例：床面と壁面に腐食防止加工を行うことにより、長期保管にも耐えられるようになる等）

<p>安定供給確保への効果 (施設整備により達成される供給能力等の具体的な能力向上の想定を記載)</p>	<p>既存の原料保管施設である〇〇倉庫、××倉庫における肥料及び肥料原料の最大保管量は4,600tであり、りん酸アンモニウムの最大保管量としては3,800tである。 新規建設を予定している倉庫における最大保管可能量は2,400tとなる予定であり、この倉庫の建設により、追加的に2,000tの備蓄を恒常的に行うことが可能となる。 これにより、既存の倉庫における3,800tの備蓄と合わせ、備蓄数量目標である5,800tの恒常的な備蓄が可能になる。</p>
<p>新規倉庫の建設や増築の場合は、それによって何tの追加的備蓄が可能になるのかを記載してください。また、増築、改築、修繕又は模様替え(増築等)の場合は、それを行わなかった場合備蓄の取組にどのような影響が生じるかを説明する等、増築等の必要性について記載してください。</p>	<p>技術者数は不要です。総従業員数(予定)のみ記載して下さい。(未定の場合はその旨記載して下さい。)</p>
<p>総従業員数(うち技術者数)(注3)</p>	<p>10人</p>

(注1) 共同申請の場合は、申請者のうち施設を整備する者の氏名又は名称を記載すること。

(注2) 取組開始時に予定する従業員の人数を記載すること。

(注3) 複数の施設を整備する場合は、上表を追加し、個別の施設ごとに記載すること。

(注4) 土地・建物の所有関係に関する資料、施設の配置図、設計図、設備の配置図等施設の概要が分かる資料を添付すること。

新設の場合には、土地の所有関係に関する資料
増築・改築・修繕・模様替えの場合には、建物の所有関係に関する資料
加えて、
配置図：施設整備において、整備する施設の敷地内における位置が確認できる図面
平面図：施設整備において、整備する施設の規模(幅、奥行き)が確認できる図面。
設備整備における当該設備の設置場所等が確認できる図面

(4) 取組において支援措置の対象とする設備

本事業を活用して設備の整備を予定している場合のみ記載して下さい。

設備を整備する者の氏名又は名称 (注1)	〇〇株式会社
設備機械装置の名称	ベルトコンベア
取組を実施する設備の所在地(住所)	〇〇倉庫(〇〇県××市▲▲1-2-3)
対象品目名	りん酸アンモニウム
用途	備蓄用の肥料原料の搬入・搬出
単価及び数量	単価(円): 50 百万円 数量(単位): 一式
金額(円)	50 百万円
安定供給確保への効果 (設備整備により達成される供給能力等の具体的な能力向上の想定を記載)	〇〇倉庫においては、肥料原料を保管する際、現在ホイールローダーによる積上げを行っているが、積上げを行うことができる高さには限界があるほか、搬入・搬出のスペース確保のために多くのデッドスペースが発生しており、りん酸アンモニウムの最大保管量は 800 t に留まっている。そこで、船舶が着港するバースから原料を直接搬入することができるベルトコンベアを新たに設置することとする。これにより、原料を天井高に近い高さから搬入する方式とし、スペースが有効活用されることに加え、原料の搬入・搬出に要するデッドスペースの解消が図られる。この結果、りん酸アンモニウムは最大 1,200 t の保管が可能になると見込まれる。

(注1) 共同申請の場合は、申請者のうち設備を整備する者の氏名又は名称を記載すること。

(注2) 複数の設備を整備する場合は、上表を追加し、個別の設備ごとに記載すること。

(注3) 設備に関するカタログ、仕様書等の設備の概要が分かる資料を添付すること。

設備整備の必要性及び規模決定の根拠について、定量的に記載してください。

6 取組の実施体制

(実施体制図)

原料の備蓄と保管施設の整備の双方を行う場合は、それぞれの実施体制について記載してください。

① リン酸アンモニウムの備蓄

【実施事業者名：〇〇株式会社】

(責任者)

〇〇部長 〇〇〇〇

(担当課)

課長 〇〇〇〇
(担当者:〇〇〇〇)

(備蓄原料の管理)

A 支所 〇〇倉庫
支所長：〇〇〇〇
B 支所 ××倉庫
支所長：〇〇〇〇

肥料関係事業者が調達した対象原料の一部又は全部について所有権の移転を受け肥料関係事業者に代わって対象原料の保管を行う事業者はここに位置付けてください。その上で、「※〇〇株式会社が調達した肥料原料の一部（又は全部）は、△△△株式会社が〇〇株式会社から譲渡を受け、△△△株式会社において△△△株式会社の備蓄用に保管（最大保管数量：〇t）し、備蓄を行う。」と記載をお願いいたします。

② 〇▲倉庫の建設

【〇▲倉庫への原料備蓄予定事業者：〇〇株式会社】

(責任者)

〇〇部長 〇〇〇〇

(担当課)

課長 〇〇〇〇
(担当者:〇〇〇〇)

【倉庫建設業者：〇〇倉庫株式会社】

(責任者)

〇〇部長 〇〇〇〇

(担当課)

課長 〇〇〇〇
(担当者:〇〇〇〇)

(取組に関する情報を適切に管理するための体制の整備状況)

【〇〇株式会社】

当社において定められている情報管理規程の規定に基づき、情報を外部に送信する際には必ずパスワードを付すほか、情報を廃棄する際に焼却等の漏洩防止の措置を講ずるなど、情報が外部に漏洩することのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

また、〇〇部長を本取組に係る情報管理責任者として、本業務に従事する職員に情報の取扱いに係る研修を行うほか、・・・等、組織内において情報を適切に管理することとされており、〇〇規程に基づき退職後も含め、全ての役員、社員に守秘義務が課されている。

【〇〇倉庫株式会社】

情報漏洩の防止のために講じる措置の内容や、誰を情報管理の責任者として組織内の体制を構築するのか記載してください。社内共通の情報管理の規程が定められている場合には、別途当該規程を添付してください。

(注1) 安定供給確保のための取組に係る主な部署、その人数の見込み及び担当者の氏名・役職・役割分担等を図等を活用して記載すること。また、取組に関する情報を適切に管理するための体制の整備状況について記載すること。

(注2) 共同申請の場合は、共同事業全体での実施体制図を具体的に記載すること。

施設整備費助成を希望する場合のみ、どのような方法で資金調達をする予定か記載してください。保管料助成については、供給確保計画作成時点では未定の部分も多いと考えられるため、※のような記載を行った上で、ここでは具体的な金額について記載していただくなくても構いません。

7 取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施予定の取組の内容 りん酸アンモニウム 2,000t 分の備蓄に要する新規保管施設の整備

※ 備蓄そのものに要する保管経費については、安定供給確保支援法人による助成金からの支援を受ける予定。
各年度の所要額については、安定供給確保支援法人に別途提出する事業実施計画において記載予定。

取組を実施する者の氏名又は名称 〇〇倉庫株式会社

(単位：百万円)

費用	調達方法	政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	安定供給確保支援法人による助成金	自己資金	その他	合計	備考
取組に必要な資金の合計額								
	令和5年度(着手)		50	100			150	
	令和6年度		50	100			150	
	令和7年度(完了)		50	100			150	
	年度							

設備整備費助成を行う場合、着手から完了までの各年度の所要見込額・資金調達方法について記載してください。

(注1) 共同申請の場合は、申請者ごとに作成すること。複数の取組を実施する場合は、「実施予定の取組の内容」欄及び上表を追加して取組ごとに記載すること。

(注2) 「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載すること。

(注3) 「民間金融機関等からの借入れ」について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載すること。

(注4) 9において、株式会社日本政策金融公庫法の特例による支援措置を希望する場合には、想定金融機関名及び支援措置により受ける想定支援額を、「備考」欄に記載すること。

(注5) 計画実施期間内の各年度の資金の調達方法について年度ごとに記載すること。

8 期待する支援措置等

(1) 期待する支援措置

取組を実施する者の氏名又は名称 〇〇株式会社・〇〇倉庫株式会社

支援措置	希望する	希望しない
株式会社日本政策金融公庫法の特例 (ツーステップローン)		

安定供給確保支援法人による助成金に○をつけてください。

中小企業投資育成株式会社法の特例		
中小企業信用保険法の特例		
安定供給確保支援法人による助成金	○	
安定供給確保支援法人による貸付金融機関に対する利子補給金の支給		

(2) 上記(1)の支援措置の対象とする施設又は設備(上記の支援措置のいずれかを希望する場合のみ記載)

(単位:百万円)

	施設又は設備投資の所要資金額	整備する施設又は設備等の種類	数量	単価	金額	設置場所
令和5年度(着工)	150	肥料原料倉庫(りん酸アンモニウム)	一式	450	450	〇〇県××市
令和6年度	150					
令和7年度(竣工)	150					
合計額						

(注) 共同申請の場合は、申請者のうち施設又は設備を整備する者の氏名又は名称を記載すること。

「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月)に基づく対策の実施など、サプライチェーン上の人権等のリスクに対する対応策について記載してください(例:「調達先の商社に取引先の人権等のリスクの有無を確認することとしており、問題ないと認識している」等。現時点で具体的な対応が行われていない場合は、「今後、対象物資に関する人権リスクが生じた場合にリスクの把握・対応ができる体制を構築した(担当者を設定した等)」と今後の対応を記載することでも構いません。)

9 その他安定供給確保取組方針との適合性の確保に関する事項

項目		確保措置の内容
供給安定性	サプライチェーンの人権デューデリジェンス等の適切な実施	<input checked="" type="checkbox"/> サプライチェーン上の人権や環境等のリスクについて、社内で適切な検討・対策を実施している。 (具体的な措置)
	本計画に基づく取組を適切に実施するために必要なシステムのサイバーセキュリティに係る脆弱性の評価及び適切な対策の実施	<input checked="" type="checkbox"/> サイバーセキュリティが適切に確保されるよう、組織の実情・規模に応じ「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」(経済産業省・独立行政法人情報処理推進機構(IIPA))又は「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」(IIPA)や脆弱性診断の結果等を踏まえ、組織の実情に応じた適切な対策を講じている。 (具体的な措置)
	所有関係及びガバナンスの透明性の確保	<input checked="" type="checkbox"/> コーポレートガバナンスに関する規程を策定し、必要な体制を構築している。 (具体的な措置)

サイバーセキュリティ確保のために講じている対策について記載してください(OSを常に最新に更新している、ウイルス感染対策ソフトの導入をしている等)。また、記載の根拠となる資料を添付してください。

事業者の法人形態・所有関係、コーポレートガバナンスの状況について記載してください(既存資料を添付いただく形でも構いませんが、その場合添付する規程名について記載してください)。親会社のコーポレートガバナンスに関する規程の策定状況も記載してください。

	外国の法的環境等による安定供給の適切性への影響	・・・
<p>本社等の立地する場所の法的環境などにより安定供給の適切性が影響を受けないことを確認の上、その旨を記載してください。また、自社及び親会社の大株主における外国投資家や外国企業（外国金融機関を除く。）の有無を記載してください。 （例：日本国内に所在している企業であり、外国政府等からの圧力を受けるおそれはない。また、自社及び親会社の大株主に外国投資家はいない。）</p>		
	サプライチェーンを含む必要な供給能力確保に関する計画の整備	☑現在及び計画期間中の市場動向又はその見込みを踏まえた計画である。
	国内関係法令の適切な遵守	☑物資の安定供給確保を図る上で遵守すべき国内関係法令を遵守する。
<p>肥料法その他関係法令の違反歴が過去2年間にないことを確認した上で☑してください。</p>		
	事業継続計画の策定 災害の発生等の有事を想定したBCPを社内にて定めていることを確認した上でチェックし、当該BCPを添付してください。	☑BCPを策定している。
	本計画に基づく取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められた際の報告体制の構築	☑本計画に基づく取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その概要及び取組に対する影響等を主務大臣に報告する体制を構築している。 (具体的な措置) ・・・

サイバー攻撃等、本取組の実施に支障が生じ得る事態が生じた場合の社内・農水省への報告体制について記載してください。
（例：本計画に基づく取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、担当課の〇〇課より社内及び農水省技術普及課に報告する体制を構築している。）

有事の際には備蓄した肥料原料の放出又は活用を行い、肥料原料の肥料製造事業者への供給又は肥料製造を継続することを誓約する旨を記載してください。また、原料の放出又は活用を行っている期間中において、肥料製造を継続するために講ずる措置について記載してください。

10 取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置

当社における備蓄数量目標 5,800 t の達成後、次のいずれかに掲げる事象が生じた場合、農林水産省への申請を行った上で、備蓄したりん酸アンモニウムを肥料製造事業者に放出し、放出先の肥料製造事業者における肥料製造の継続に寄与します。

- ①肥料原料の輸出国からの供給量の減少による肥料原料の需給のひっ迫
- ②肥料原料の価格の著しい高騰による肥料原料の需給のひっ迫
- ③災害による肥料原料の供給量の減少その他の要因による肥料原料の需給のひっ迫

上記①により備蓄した原料の放出を行う場合は、備蓄原料の放出を行っている期間中、〇〇、××（国名）をはじめとしたりん酸アンモニウムの産出国に調達の交渉を行い、代替国からの調達を進めます。

また、上記の事象が生じた場合であって、農林水産省から備蓄分の原料の放出を求められた場合には、これに応じます。

農水省から備蓄原料の放出を求められた場合には、これに応じることを誓約する旨も記載してください。

11 申請者の営む業種における競争の状況（同一の業種に属する事業を営む二以上の者が共同して申請を行う場合）

単独事業者による申請の場合は、記載不要です。同一業種の他社と連名での申請を検討される場合は、別途相談してください。

（注）申請者の営む事業の属する事業分野における競争の状況は、安定供給確保を図る特定重要物資等を生産する事業者の属する業種の中において占める地位、市場占有率その他の競争の状況を把握するために参考となるべき事項及び申請を行う二以上の者が共同して取組を実施することについて合意した具体的な内容について記載すること。

供給確保計画には以下の書類を添付することが必要です。

- ・ 申請者の定款の写し又はこれに準ずるもの
- ・ 申請者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書
- ・ 申請者の最近3期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）

- ・ 肥料備蓄の取組が確実に講じられることを証する書類
（※様式については農水省HPに掲載しています）

- ・ 供給確保計画の内容に関連する行政庁の許可、認可、承認等を受けていることを証する書類又はその許認可等の申請の状況を明らかにした書類（倉庫業法の登録（倉庫業者の場合）、**肥料法の販売業者の届出書（販売業者の場合）**、肥料法のりん安及び塩化加里の輸入登録（輸入事業者の場合）、生産登録（製造事業者の場合）を1例など）

- ・ 申請者が次のいずれにも該当しないことを証する書類
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ロ 法人でその役員のうち暴力団員等があるもの
 - ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者（※様式については農水省HPに掲載しています）

なお、上記の書類以外についても、書類の提出を求める可能性があります。

第4章 供給確保計画の認定手続き

1 概要

供給確保計画には「備蓄数量目標」など肥料原料の備蓄に取り組む具体的な内容を記入し、農林水産大臣の認定を受けます。

事業者は認定を受けた計画に沿って備蓄を行い、毎月、期末在庫を農林水産大臣に報告していただくこととなります。

一方で、備蓄に関する事業者への助成は、基金管理団体である（一財）肥料経済研究所が、所管大臣の認可を受けた自らの業務規程に沿って行います。

当該業務規程では、各事業者の「備蓄数量目標」の合計が、我が国全体の備蓄目標を超える場合、必要に応じて「助成金の対象数量」を調整する仕組みとなっています。

この場合、「助成金の対象数量」よりも「備蓄数量目標」が大きくなり、事業者は、当該目標に即して備蓄する責務が課される一方で、備蓄した数量の一部が助成を受けられなくなります。

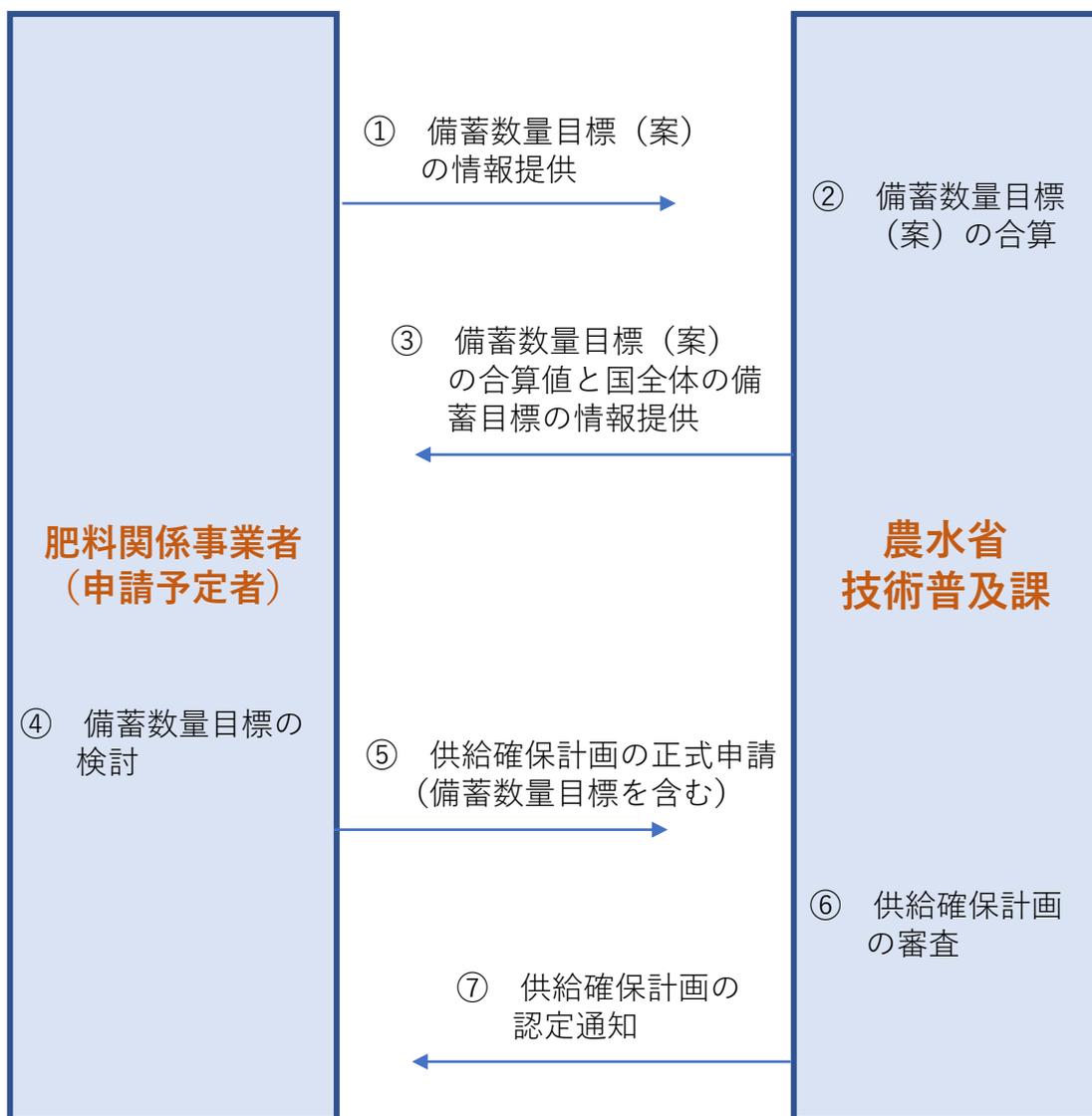
このため、供給確保計画の申請に先立ち、事業者から「備蓄数量目標」の予定数量を農林水産省に報告いただき、その合計数量を事業者にフィードバックする運用を行います。

【我が国全体の備蓄目標】

- ・ りん酸アンモニウム（DAP及びMAP）
12万6千トン
- ・ 塩化カリウム
7万8千トン

2 供給確保計画の申請手順

供給確保計画を次の手順で申請していただくこととしています。



第5章 関連文書について

関連文書については、以下のURLからご確認ください。



https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_hiryo/221228.html

供給確保計画の申請に関する内容については、②、⑧をご確認ください。
助成金の申請に関する内容については⑥、⑦、⑧をご確認ください。

- ①経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律
(経済安全保障推進法)
- ②農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令
(供給確保計画の様式や申請手続等)
- ③肥料に係る安定供給確保を図るための取組方針
- ④肥料の安定供給確保を図るための供給確保支援実施基準等に係る運用指針
肥料原料備蓄事業における対象原料の備蓄に係る年間需要量の3か月分に相当する数量及びその実施について
(備蓄開始の報告、備蓄放出の手続等)
- (⑤肥料の安定供給確保を図るための供給確保支援実施基準)
- (⑥肥料の安定供給確保を図るための供給確保支援実施基準等に係る運用指針)
- ⑦安定供給確保支援業務規程
- ⑧肥料原料備蓄助成金の申請手続について
(「肥料原料備蓄対策事業」のごあんない)
- ⑨肥料原料備蓄対策事業Q&A

お問い合わせはこちら

農林水産省 農産局 技術普及課 生産資材対策室 肥料備蓄担当
(長谷川、坂田、上原)

TEL : 03-6744-2435 (直通)

E-mail : hiryo-chousa120@maff.go.jp